三重県総合税システム設計、機器調達、構築、データ移行・導入、運用・保守業務における共通仕様書

令和９年●月

三重県総務部税務企画課

１　本仕様書について 1
（１）はじめに 1
（２）本仕様書の構成 2
（３）必須、提案、想定 2
２　次期システムの基本要件 3
（１）根拠法令等 3
（２）利用可能組織・利用可能人数 4
（３）業務規模と処理件数 5
（４）利用端末数 5
（５）利用可能時間 5
（６）三重県行政 WAN 6
３　本委託業務におけるプロジェクト管理に関する要件 8
（１）プロジェクトの体制 8
（２）契約実績 8
（３）認証取得及び資格取得等 8
（４）本県側の体制 9
（５）プロジェクト管理 10
４　他の受託事業者との調整 11
（１）現行システム受託事業者との調整 11
（２）設定変更等の依頼 11
５　データセンター等にかかる要件 12
（１）基本的な考え方 12
（２）本県が別途調達しているデータセンター 13
（３）受託事業者が別途用意するデータセンター 14
（４）リモート運用・保守拠点 17
６　ハードウェア及びソフトウェアに関する要件 18
（１）基本的な考え方 18
（２）本県が別途調達を予定しているハードウェア及びソフトウェア 19
（３）本県への調達依頼 19
（４）納品するハードウェア及びソフトウェアにおける要件 20
（５）ハードウェアにかかる詳細要件 21
（６）ソフトウェアにかかる詳細要件 21
（７）新税務端末 22
（８）統合サーバの利用 22
７　クラウドサービスにかかる要件 22
（１）基本的な考え方 22
（２）基本要件 23
（３）クラウドサービスにかかる詳細要件 24
８　ドキュメント 26
（１）業務計画書 26
（２）各種設計書、完成図書及び報告書 26

９　データ移行にかかる要件 28
１０　本県から提供可能なサービス及びライセンス 29
（１）統合サーバ 29
（２）リモート保守環境 30
（３）物理サーバ設置スペース（吉田山会館、本庁 7 階） 30
（４）共通ソフトウェア 31
（５）外部媒体保管サービス 31
（６）研修環境 32
（７）自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム 34
１１　利用可能スペースと本県からの支給・貸与品 34

1　本仕様書について

（1）はじめに

本仕様書は、三重県総合税システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入及び運用・保守業務（以下、「本委託業務」という。）における各種要件の内、本委託業務で実施する各種業務、及び、各種機能に共通して関連のある要件について記載している。（以下、本仕様書を「共通仕様書」という。）

本委託業務における仕様書は、複数の仕様書に分割されているため、注意すること。詳細は、以下の「表　本委託業務における仕様書の整理」を参照すること。

仕様書名	仕様書の概要
基本仕様書	・本委託業務における業務の目的や概要、基本的な要件（契約期間や履行場所、支払い等）を記載。
共通仕様書（本仕様書）	・本委託業務で実施する各種業務、及び、各種機能に共通して関連のある要件（共通要件）を記載。
業務仕様書	・本委託業務における「設計業務」から「運用・保守業務」までの各種業務にかかる詳細な要件（業務要件）を記載。
機能仕様書	・本委託業務にて実現する必要がある各種機能等にかかる詳細な要件（機能要件）を記載。
現行システムの概要と課題	・現在利用中の三重県総合税システム（以下、「現行システム」という。）にかかる概要と課題を記載。

表　本委託業務における仕様書の整理

また、仕様書全体における本仕様書の位置付けは以下の「図　仕様書全体における本仕様書の位置付け」のとおり。

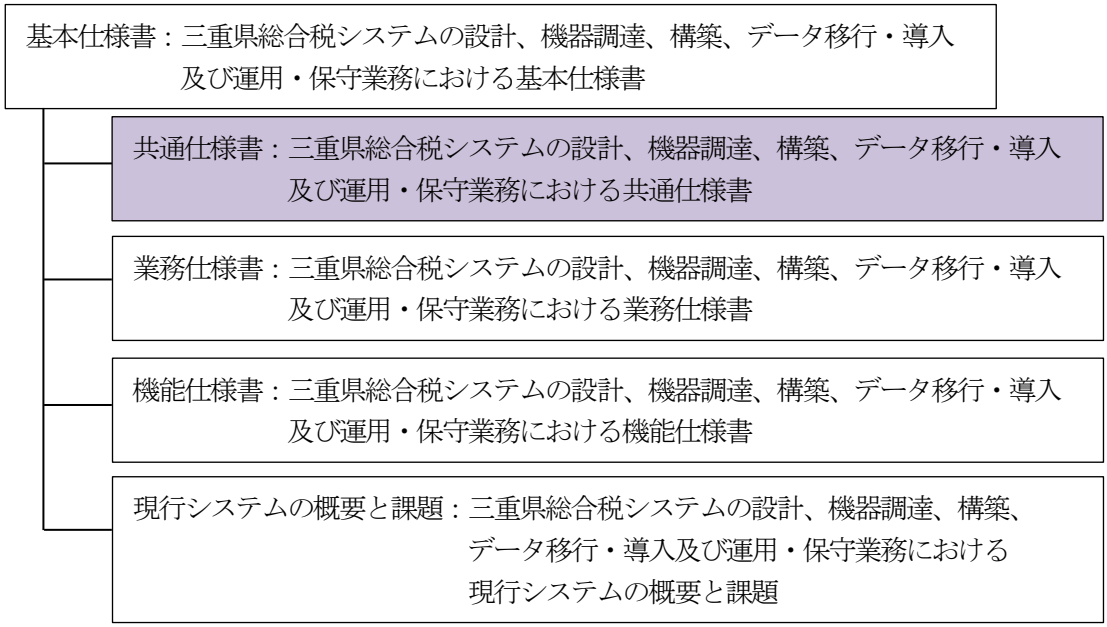

図　仕様書全体における本仕様書の位置付け

（２）本仕様書の構成

本仕様書の構成は以下のとおり。本仕様書における各種資料として、共通資料１－１から共通資料４を参照すること。

略称	正式名称	概要
共通仕様書（本仕様書）	三重県総合税システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入及び運用・保守業務における共通仕様書	本委託業務で実施する各種業務、及び、各種機能に共通して関連のある要件（共通要件）を記載
共通資料１－１	三重県総合税システムの再構築にかかる税務端末とその他機器賃貸借及び保守業務 仕様書（案）	本委託業務で利用する税務端末とその他の機器にかかる発注仕様書（案）を記載
共通資料１－２	三重県総合税システムの再構築にかかるプリンタ賃貸借及び保守業務 仕様書（案）	本委託業務で利用するプリンタにかかる発注仕様書（案）を記載
共通資料２	三重県総合税システムにかかるデータ抽出ツール作成業務委託契約 仕様書（案）	現行システムからのデータ抽出を行うためのツール作成業務の仕様書（案）を記載
共通資料３	統合サーバの利用について	本県から提供可能な統合サーバについて記載
共通資料４	リモート保守環境の利用について	本県から提供可能なリモート保守環境について記載

表　本仕様書の構成

（３）必須、提案、想定

本仕様書では、各項目を「必須」「提案」「想定」に分類した形で仕様書上に記載している。必須、提案、及び、想定にかかる詳細は次の通り。なお、本文中には「必須」は記載せず（本書に記載されている要求事項は必須）、「提案」「想定」のみを記載するものとする。

分類	詳細
必須	本県が求める仕様であり記載内容通り必ず実現すること
提案	本県が受託事業者に求める提案要件であり受託事業者は必要に応じて提案を行うこと 提案項目は、文頭に【提案】を記載する
想定	本県が必須要件、提案要件に対して想定している内容であるため、必ずしも実現する必要はないが、受託事業者は提案にあたり参考にすること 想定項目は、文頭に【想定】を記載する <u>注意事項</u> ・　想定は、直上の必須要件、提案要件についての想定を記載している

表　必須、提案及び想定

※　仕様書上における、「必須」「提案」「想定」の具体的な記載例については、「基本資料１　「必須」「提案」「想定」の具体的な記載例」を参照すること。

２　次期システムの基本要件

次期システムでは、以下の基本要件を満たすこと。

（１）根拠法令等

本県における税務業務は、以下の根拠法令等に基いて実施している。そのため、本委託業務においても、各種業務の設計や、次期システムの構築等にあたり参考とすること。

ア　根拠法令（主なもののみ列挙）

- 地方税法その他の地方税に関する法律
- 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律
- 地方税法等の一部を改正する等の法律
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

イ　根拠条例・規則（主なもののみ列挙）

- 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
- 三重県県税条例、三重県県税条例施行規則
- 三重県会計規則
- みえ森と緑の県民税条例
- 三重県産業廃棄物税条例、三重県産業廃棄物税条例施行規則
- 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例
- 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例
- 三重県総合保養地域における県税の特例措置に関する条例
- 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例
- 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例
- 三重県県税犯則取締事務取扱規則
- 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則
- 三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則

ウ　ガイドライン（主なもののみ列挙）

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて
- 三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）

エ　その他資料（主なもののみ列挙）

- 業務手順書（収納管理業務手順書、徴収業務手順書、家屋評価業務手順書、賦課計画作成業務手順書など、業務毎の 17 の手順書）
- 事務取扱要領（総則関係事務取扱要領、個人県民税事務取扱要領、県民税利子割事務取扱要領、個人事業税事務取扱要領など、税目毎の 25 の事務取扱要領）

- 通知（延滞金の減免基準について、個人の事業税における代理業の判定について、狩猟税の取扱いについて、ゴルフ場利用税に係るゴルフ場の等級決定基準についてなど、200 の通知）
- 電算事務処理要領（法人二税電算事務処理要領、県たばこ税電算事務処理要領、狩猟税電算事務処理要領など、23 の電算事務処理要領）

（２）利用可能組織・利用可能人数

次期システムにおいて、本県の税業務を担当する全ての組織、職員にて、同時利用が可能であること。

今後、職員数の増減を伴う軽微な組織改編（業務権限の統合などを伴う大規模な組織改編は除く。）等があった場合においても、追加の費用負担なく、利用が可能なこと。

なお、本県で県税業務を担当する組織、及び、職員数は以下のとおり。

所属名	職員数
税務企画課	課長　１名 企画班（本庁）　●人（●人） 電算班（吉田山会館）　●人（●人）
税収確保課	課長　１名　副課長　１名 納税支援班（本庁）　●人（●人） 課税支援班（本庁）　●人（●人） 軽油調査班（非公開）　●人（●人） 家屋評価班（合同ビル）　●人（●人）
桑名県税事務所	所長　１名、副所長　１名 納税課　●人（●人）、課税課　●人（●人）
四日市県税事務所	所長　１名、副所長　１名 税務調整課　●人（●人）、納税課　●人（●人）、 課税一課　●人（●人）、課税二課　●人（●人）、 法人課税課　●人（●人）
鈴鹿県税事務所	所長　１名、副所長　１名 納税課　●人（●人）、課税課　●人（●人）
津総合県税事務所	所長　１名、副所長　１名 税務調整課　●人（●人）、納税課　●人（●人）、 課税一課　●人（●人）、課税二課　●人（●人）、 法人課税課　●人（●人）
松阪県税事務所	所長　１名、副所長　１名 納税課　●人（●人）、課税課　●人（●人）
伊勢県税事務所	所長　１名、副所長　１名 納税課　●人（●人）、課税課　●人（●人）
紀州県税事務所	所長　１名、副所長　１名 納税課　●人（●人）、課税課　●人（●人）

自動車税事務所	所長　１名、副所長　１名 納税課　●人（●人）、課税課　●人（●人）

表　県税業務を担当する組織

※　人数は、令和９年４月１日現在
※　括弧内の数字は、職員数の内、税務業務支援員の数
※　所在地については、「基本資料２　履行場所一覧」を参照すること。

（３）業務規模と処理件数

本県における令和６年度の業務規模と処理件数は、以下のとおり。

次期システムにおいて、本県の税務業務における業務規模での利用が可能であり、かつ、本県における処理件数を十分に処理できること。

税目等	詳細
県税収入規模	年間約 3,074 億円（令和６年度実績）
自動車登録台数	約 80.4 万台（令和６年度）（定期課税対象：約 74.5 万台）
法人県民税課税件数	約 55,000 件（令和６年度実績）

表　県税業務を担当する組織

今後、業務規模、及び、処理件数に大幅な増大はないと想定しているが、自然増による増大分については、追加の費用負担なく、利用が可能なこと。

【想定】対応する税目等が増えない限り、大幅な業務規模や処理件数の増はないと想定している。

（４）利用端末数

現行システムにおける税務端末と同程度のスペックを持つ端末を、次期システム用の専用端末（以下、「新税務端末」という。）として、350 台程度の調達を予定しているが、全ての新税務端末から同時利用が可能なこと。

また、新税務端末数が 400 台程度まで増えた場合であっても、追加の費用負担なく、利用が可能なこと。特に、サーバや、クラウドサービスにおいて、クライアント端末からのアクセス数に応じて課金されるライセンスについては、400 台からのアクセスに耐えられるようにしておくこと。

新税務端末の詳細については、「６　ハードウェア及びソフトウェアに関する要件（７）新税務端末」を参照すること。

【想定】対応する税目等が増えない限り、大幅な新税務端末数の増はないと想定している。

（５）利用可能時間

本県の勤務日における勤務時間（8:30 から 17:15）をコアタイムとし、コアタイムにおいて、次期システムにおけるオンライン処理の利用が可能なこと。

勤務日は、三重県の休日を定める条例に定める休日以外の日とする。

次期システムの停止可能時間はコアタイム以外の時間とし、コアタイム中の計画停止は原則として認められないので注意すること。

次期システムの稼働率は、コアタイム中のオンライン処理利用可能時間により計算（年間の総コアタイム時間は、7.75 時間×約 240 日＝1,860 時間）し、SLO（Service Level Objective）、又は SLA（Service Level Agreement：サービスレベルアグリーメント）を設定すること。

なお、稼働率をはじめとするサービスレベル設計については、「業務仕様書　２設計業務にかかる要件（１０）運用・保守業務の設計にかかる要件　エ　サービスレベル設計」を参照すること。

（６）三重県行政 WAN

本県では、行政専用の庁内ネットワークとして、「三重県行政 WAN」を構築し、運用している。三重県行政 WAN は、本庁舎、各総合庁舎（県税事務所の所在地と同じ）、単独地域機関（自動車税事務所は単独地域機関の一つ）等、職員が勤務する建物内から利用ができる。



図　三重県行政 WAN の概要（接続拠点）

三重県行政 WAN のセキュリティ対策として、三重県行政 WAN をさらに、「インターネット接続系ネットワーク」「LGWAN 接続系ネットワーク」「個人番号利用事務系ネットワーク」に分割して、運用を行っている。（いわゆる三層の対策）

三層の対策の概要は、以下の図のとおり。

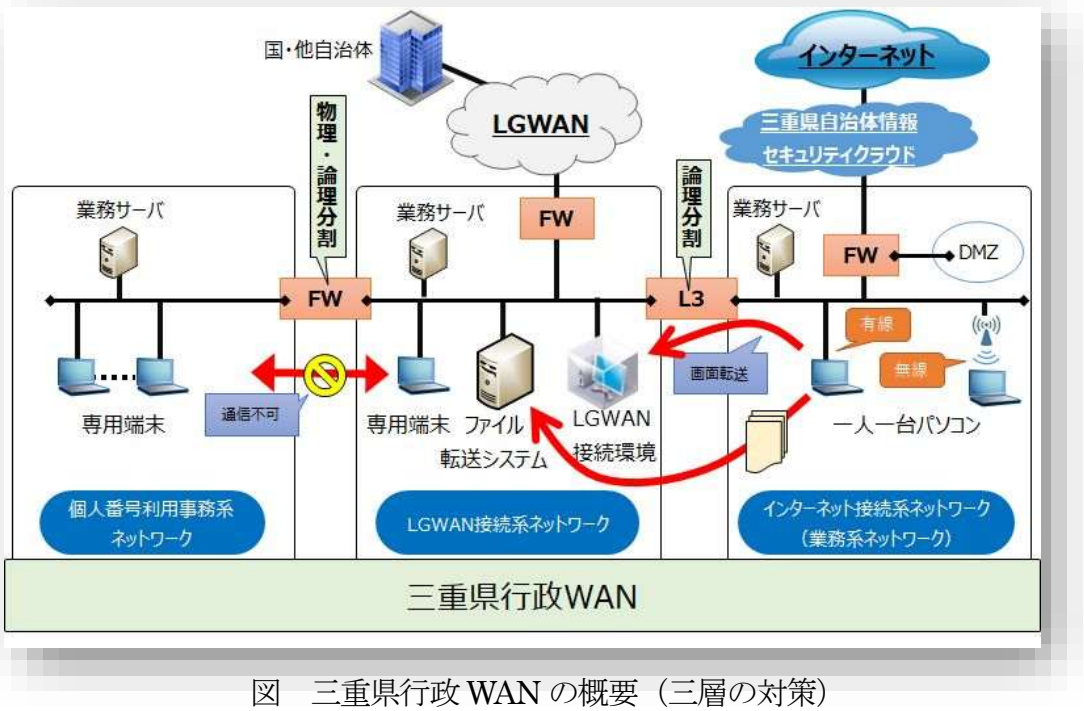

図　三重県行政 WAN の概要（三層の対策）

種別	利用端末	インターネット接続	LGWAN	個人番号 NW	無線接続
インターネット接続系 NW	DK/NK 端末	可	不可	不可	可
LGWAN 接続系 NW	LK 端末 税務端末	不可	可	不可	不可
個人番号利用事務系 NW	MK 端末 新税務端末	不可	不可	可	不可

表　NW 毎の利用端末と接続可能 NW

※　DK/NK/LK/MK 端末は、それぞれの NW や用途に応じて、整備されている標準的な端末のこと。

新税務端末は、県税事務所等の拠点に設置し、個人番号利用事務系ネットワークに接続して利用する予定のため、次期システムは、新税務端末からのアクセスが可能であること。

次期システムで採用する全体構成に応じた、三重県行政 WAN との接続方法の詳細については、「業務仕様書　２　設計業務にかかる要件（３）次期システムの全体構成」を参照すること。

３　本委託業務におけるプロジェクト管理に関する要件

（１）プロジェクトの体制

本委託業務のプロジェクト体制に関する要件は以下のとおり。

- 受託事業者は、地方公共団体における基幹税システムについて、設計・開発業務や構築業務の他、運用・保守業務にかかる複数年の契約実績があること。
- 受託事業者は、本委託業務の遂行を確実に実施できる履行体制（支援体制含む）を確保できること。
- 基幹税システムにかかる各種業務に従事した人員が、受託事業者に所属しており、また、十分な知識を有する者を責任ある立場（主任技術者）としてプロジェクトに参加させたうえで、業務を実施できること。
- 作業に従事する者が、本県並びに関係者と十分な協力体制が取れること。
- 受託事業者は、本委託業務を実施するうえで必要となる、各種認証を取得していること。また、本委託業務に従事する人員は、本委託業務に充実するために必要となる各種資格等を取得していること。

（２）契約実績

受託事業者の契約実績に関する要件は以下のとおり。

- 受託事業者は、都道府県向け基幹税システムについて、契約実績があること。

【提案】受託事業者の基幹税システムにかかる契約実績について、提案を行うこと。提案にあたっては、当該契約において、受託事業者が果たした役割や、実施した主要な業務等についても、記載すること。なお、都道府県向け基幹税システムの他、市町村向け基幹税システムにかかる契約実績についても、記載すること。

【共通提案依頼項目 01】契約実績

（３）認証取得及び資格取得等

本委託業務における受託事業者の認証取得と、本委託業務に従事する人員の資格取得等に関する要件は以下のとおり。

- 受託事業者は、本委託業務を実施するうえで必要となる、●●に関連する認証や●●に関する認証を取得していること。
- 本委託業務に従事する人員が、本委託業務に従事するために必要となる●●に関連する資格を取得していること。

【提案】受託事業者が取得している認証等について提案を行うこと。また、本委託業務に従事する人員が、取得している資格等についても提案を行うこと。

【共通提案依頼項目 02】認証取得及び資格取得等

（４）本県側の体制

本委託業務における本県側の体制、及び、役割分担は、以下のとおり。

体制	役割分担
税務企画課電算班	契約事務、全体のとりまとめを担当する。 リーダー1 名（専任）、サブリーダー2 名（兼任）。
コーディネーター（Cn）/メンター（Mt）	Cn：各税目等の調整役を担当する。全て兼任。●人 Mt：Cn の相談役。各税目等における専門人材との橋渡しを行う。全て兼任。●人
ワーキンググループ（WG）	常設の WG。特定の税目、業務で設置（設置のない税目もある）。年 3 回程度開催。 メンバーは本委託業務とは別に選任される。
次期システム検討 WG	全ての共通業務や課税業務に設置する他、その他の共通機能や必要に応じて設置。 メンバーは、Cn、Mt を中心として、必要な人員を選任する。 開催回数や常設の既存のワーキンググループ（WG）との役割分担、意思決定方法などは、未定。 令和 9 年度から設置予定。

表　構築期間中における体制と役割分担

体制	役割分担
利用者	次期システムを利用する。 税務業務を担当する全職員。
運用担当者	次期システムにおける運用業務の内、本県の担当業務を実施する。 電算班職員。

表　運用期間中における体制と役割分担

本委託業務の構築期間において、本県側は、電算班内のリーダー、及び、サブリーダーが中心となって進めることを想定しているが、税目等の単位で意見をまとめる必要がある場合は、Cn/Mt に対して情報提供を行うとともに、意見取りまとめを依頼する形で進める必要があるため注意すること。

本委託業務の運用期間における本県側の体制として、構築期間と同等の体制は維持されないため、注意すること。

本県側の体制は、本委託業務の契約期間中であっても、人事異動により、変更となることがあるため、注意すること。

（5）プロジェクト管理

本委託業務のプロジェクト管理に関する要件は以下のとおり。

- 受託事業者は契約締結後速やかに、業務計画書を作成のうえ、本県に提出し、本県の承認を得たうえで業務を実施すること。
- 原則として、本県と合意した業務計画書にしたがって業務を実施すること。
- 業務の実施に当たり、以下の、進捗管理、品質管理、変更管理を徹底すること。なお、業務計画書の内容に変更が必要となる場合は、本県と協議し、承認を得たうえで、変更を行うこと。

種別	詳細
進捗管理	・業務計画書策定時に定義する業務スケジュールに基づく進捗管理を実施すること。 ・受託事業者は、実施スケジュールと現状の差を把握するとともに、進捗の自己評価を実施し、定例報告会において本県に報告すること。 ・進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定し、本県の承認を得たうえで、実施すること。
品質管理	・業務計画書策定時に定義する品質管理方針及び品質管理基準に基づく品質管理を実施すること。 ・受託事業者は、品質基準と現状の差を把握するとともに、品質の自己評価を実施し、各工程完了報告会において本県に報告すること。 ・品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定し、本県の承認を得たうえで、実施すること。
変更管理	・仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合において、受託事業者はその影響範囲及び対応に必要な工数等を識別した上で、本県と協議のうえ対応方針を確定すること。

表　プロジェクト管理の詳細

- プロジェクト全般の品質状況を監査する品質管理体制を整え、品質管理責任者を設置すること。
- 必要に応じて適宜ミーティング等を実施し、本県に対し報告及び作業内容の説明・協議を行うこと。なお、構築期間においては、原則として、週１回程度（最低でも月１回以上）、運用期間においては、月１回以上の間隔で報告会を開催すること。なお、構築期間における重要な説明・協議については、対面での開催を原則とする。ただし、情報漏洩等のセキュリティ対策等に十分配慮し、かつ、本県の承認を得た場合は、Web 会議による開催も可とする。

- 各報告会等における議事録について、受託事業者側で速やかに作成し、関係者へと共有すること。
- 全ての作業において、本県が提供した、個人情報を含む業務上の情報は細心の注意をもって管理し、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

【提案】「（1）プロジェクトの体制」から「（4）本県側の体制」等も踏まえて、本委託業務におけるプロジェクトの体制、及び、管理方法について、提案を行うこと。

【提案】提案にあたっては、本委託業務と同種・同規模のプロジェクトにおける実績の他、計画的、効率的にプロジェクトを進めるための工夫や、意見の相違があった場合の対応方法等の工夫があれば、記載すること。

【共通提案依頼項目 03】本委託業務におけるプロジェクト体制

4　他の受託事業者との調整

（1）現行システム受託事業者との調整

現行システムにかかる受託事業者の他、現行システムと連携を行っている既存システム（外部システム、庁内システム）にかかる担当所属や受託事業者と協議等が必要となる場合は、本県に報告し、承認を得た後に、受託事業者の責により調整を行い、実施すること。なお、当該調整に関する費用を本県に請求することはできない。

（2）設定変更等の依頼

既存システムにおける機器等について、本委託業務を実施するうえで設定変更等が必要となる場合は、本県に報告し承認を得た後、当該機器を所管する担当所属や当該システムの受託事業者と設定変更等にかかる協議等を実施すること。

実際の設定変更作業は、担当所属と当該システム受託事業者間の既存契約の範囲内の内容に限り、本県を通じて依頼することが可能だが、契約の範囲を越えた過度な内容（例えば、次期システム側での対応を行わず、既存システム側に対して、仕様変更対応などを含む全ての対応を求めるなど）については、受託事業者の責により実施することとなるため注意すること。なお、当該調整に関する費用を本県に追加請求することはできないため注意すること。

契約範囲の目安としては、日常的に発生しうる設定変更や協議への参加、問い合わせ対応については既存契約による対応が可能だが、上述の過度な対応依頼の他、営業時間外における立会等については、別途費用が発生する場合があるため、注意すること。

【想定】本委託業務において、既存システムの受託事業者に対する設定変更等の作業依頼は、必要最小限なものに限り、実施する形を想定している。また、本県側の都合により、既存システム側への対応依頼により費用が発生することもあると想定しているが、その場合は、本県側にて費用を負担することになると想定している。そのため、本委託業務において、既存システムの受託事業者に対する設定変更等の作業依頼等に伴う受託事業者の費用負担は発生しない、又は、軽微なものになると想定している。

受託事業者が費用を負担して、既存システムの受託事業者に対して設定変更依頼等を行う方法として、本県の指示の元、受託事業者から既存システムの受託事業者に対して直接の契約を行うケースと、本県を仲介して契約を行うケースを想定しているが、後者の場合は、既存システムの受託事業者に対して、本県から設定変更依頼を行ったうえで、本委託業務にかかる契約金額の減額（相殺）を行う形の他、別途契約を行う形となるため、注意すること。

運用期間において、次期システムが利用している既存ネットワークや、次期システムと連携している既存システムの再構築が行われる可能性があり、その際、次期システムにかかる設定変更や立会い等が必要になる場合がある。その場合は、既存ネットワークまたは既存システムの再構築にかかる担当所属や受託事業者との協議の他、次期システム側の設定変更等について、本県からの依頼に基づき、対応を行うこと。なお、本委託業務の範囲を超える作業依頼への対応や、ハードウェアの増設、ソフトウェアにかかるライセンスの追加、クラウドサービスの増強等が必要になる場合は、本委託業務の範囲外（別契約にて実施）とする。

５　データセンター等にかかる要件

（１）基本的な考え方

次期システムを構築するうえで、ハードウェアを設置する必要がある場合は、吉田山会館、本庁７階、本県が別途調達しているデータセンター、受託事業者が別途用意するデータセンター、又は、リモート運用・保守拠点（以下、「本委託業務で利用可能なデータセンター等」という。）のいずれかに設置すること。

本県が別途調達しているデータセンターを利用する場合は、当該データセンターにかかる利用ルールを踏まえたうえで、利用すること。

受託事業者が、本県が別途調達しているデータセンター以外のデータセンター（受託事業者が別途用意するデータセンター）を利用する場合は、利用予定のデータセンターについて、本県に対し当該データセンターにかかる詳細を説明したうえで、承認を得てから利用すること。

吉田山会館、及び、本庁７階への設置については、災害時等におけるデータ保護等について、十分な対応が可能な場合に限り、設置を認めるため、注意すること。

本委託業務における運用・保守業務をリモートで実施する場合は、リモートで運用・保守業務を行うためのスペースとして、リモート運用・保守拠点を整備することとし、本県に対して、当該リモート運用・保守拠点にかかる詳細を説明したうえで、承認を得てから利用すること。

本委託業務で利用可能なデータセンターの詳細については、「（２）本県が別途調達しているデータセンター」、「（３）受託事業者が別途用意するデータセンター」、「（４）リモート運用・保守拠点」を参照すること。ただし、吉田山会館、及び、本庁７階における利用条件の詳細等については、「１０　本県から提供可能なサービス及びライセンス（３）物理サーバ設置スペース（吉田山会館、本庁７階）」を参照すること。

本委託業務で利用可能なデータセンター等にハードウェアを設置する場合は、ハードウェアの設置スペースとなるラックの調達やラックの利用料、ラック配線にかかる費用、追加電源にかかる費用等、全ての費用について、本委託業務の範囲内として、受託事業者が準備したうえで利用可能な状態にすること。

リモート運用・保守拠点を利用する場合は、リモート運用・保守拠点自体の利用料の他、運用・保守業務を実施するうえで、必要になる消耗品・事務用備品・情報機器等にかかる全ての費用について、本委託業務の範囲内として受託事業者が準備し、利用可能な状態にすること。

名称	場所	備考
吉田山会館	津市内	災害時等のデータ保護が条件
本庁 7 階	津市内	
本県が別途調達しているデータセンター	津市内	通信回線有
受託事業者が別途用意するデータセンター	―	―
リモート運用・保守拠点	―	―

表　本委託業務で利用可能なデータセンター等

（2）本県が別途調達しているデータセンター

本県が別途調達しているデータセンターを利用する場合は、当該データセンター内にハードウェアの設置スペースを確保する必要があるが、当該データセンターにかかる契約相手方や、データセンターの詳細な場所、利用ルール等については、本委託業務の契約締結後に開示するため、注意すること。

当該データセンターは、本庁舎、吉田山会館、各県税事務所等の主要拠点を結ぶ行政用の広域ネットワーク（三重県行政 WAN）に直接接続されているため、データセンター内における基幹スイッチ用のラックまでラック間配線を行うことで、費用負担なく他拠点向けの広帯域、高品質、かつ、プロトコルフリーの通信回線を利用することができる。

【想定】次期システムとの接続用として、三重県行政 WAN 用の接続スイッチに、複数の 10/100/1000BASE-T のポートを用意することを想定している。

当該データセンターにラックを設置する場合（ホスティング契約）は、設置可能なラックの規格は H2,000mm×W700mm×D1,000mm（42U）であり、各ラックにパッチ盤（パッチパネル）、及び、電源盤を設置する必要があるため注意すること。

当該データセンターに設置済みのラックを利用する場合（ハウジング契約）は、各ラックにパッチ盤（パッチパネル）、及び、電源盤が設置されていることから、実質的に利用できるのは 35U 程度となるため、注意すること。

当該データセンターにハードウェアを設置する場合は、ラック構成図を作成し、本県に報告すること。

同一ラック内のパッチ盤までのUTPケーブル（又は、光ケーブル）配線及びラック内のUTPケーブル（又は、光ケーブル）敷設、接続作業についても本委託業務の業務範囲とする。なお、ラック間配線についてはデータセンター管理者側に作業依頼を行う必要があり、また、作業には2週間程度を要するため、余裕をもって設置計画を立てること。

三重県行政WANに直接接続可能なハードウェアとして、本県が所有（本県に納品された）、又は、リース（レンタル）中のハードウェア以外の接続は認められないため注意すること。

当該データセンター内に設置されたハードウェアから外部への通信は、一部の障害検知メール等の送信以外、直接通信は認めないので、注意すること。なお、どのような通信が可能となっているかについては、契約後に開示する。

設置したハードウェアにかかる本県、及び、リモート運用・保守拠点以外からのリモートアクセス方法として、「１０　本県から提供可能なサービス及びライセンス（２）リモート保守環境」以外には認められないため、注意すること。

（３）受託事業者が別途用意するデータセンター

受託事業者が別途用意するデータセンターを利用する場合は、当該データセンター内にハードウェアの設置スペースを確保する必要があるが、当該データセンターにかかる契約相手方との調整等についても、本委託業務の範囲内として準備したうえで利用可能な状態にすること。

設置したハードウェアにかかる本県、及び、リモート運用・保守拠点以外からのリモートアクセス方法として、「１０　本県から提供可能なサービス及びライセンス（２）リモート保守環境」以外には認められないため注意すること。

当該データセンターと本県側との接続を行うための通信回線については、通信の盗聴、改ざん、否認、なりすまし等の対策として、専用線、又は、専用線に準じた通信回線（LGWAN回線、IP-VPN回線等）を利用すること。（Internet-VPN回線は認めない。）

当該データセンターと本県側を接続するため、本県側のネットワーク機器について、機器自体の増設や既存機器にかかる設定変更等を実施する必要があると想定しているが、当該ネットワーク機器についての作業は、本県側で対応する。ただし、通信回線にかかる費用のうち、当該データセンター側だけでなく、本県側のネットワーク機器側分についても、本委託業務の範囲内として、受託事業者が負担すること。

三重県行政WANから当該データセンターへのネットワーク接続として、三重県行政WANと同一のネットワーク（同一のIPアドレス体系のネットワーク）を拡張し接続する構成は、セキュリティ対策の観点から、原則として認められないが、セキュリティ対策の実施を前提とし、かつ、詳細な事情について、本県に対して説明を行い、承認を得た場合のみ、利用を可とするため、注意すること。

三重県行政WANから当該データセンターへのネットワーク接続として、当該データセンター内のネットワークを三重県行政WANの外部ネットワークとしてファイアウォール等を介した接続とする場合は、三重県行政WANの担当所属に対して、接続可否、及び、利用したいプロトコル等の利用可否等について確認を行い、承認を得てから利用すること。

当該データセンターにハードウェアを設置する場合は、ラック構成図を作成し、本県に報告すること。

三重県行政 WAN に直接接続可能なハードウェアとして、本県が所有（本県に納品された）、又は、リース（レンタル）中のハードウェア以外の接続は認められないため注意すること。当該データセンター内でクラウドサービスが提供されており、かつ、それらクラウドサービスを利用するために、当該データセンターと接続する場合の各種要件については、「７　クラウドサービスにかかる要件」を参照すること。

設置したハードウェアに対して本県、及び、リモート運用・保守拠点以外からのリモートアクセス方法として、「１０　本県から提供可能なサービス及びライセンス（２）リモート保守環境」以外には認められないため、注意すること。

【想定】本県側から見て、クラウドサービスを提供するためのハードウェアが設置されたデータセンターは、クラウドサービスを構成する一部分と考えられるため、データセンターに対する要件ではなく、当該クラウドサービス自体の要件により、安全性等の確保を行う必要があると想定している。

当該データセンターについて、以下の要件を満たすこと。

- 受託事業者の入退館及び館内作業が可能であること。
- 受託事業者による機器設置室内での作業は、土日祝日を含めた24時間365日可能であること。
- 計画的な定期保守点検等による設置機器のサービス停止がないこと。
- データセンター事業者は、5 年以上の運用実績を有すること。
- データセンターファシリティスタンダードのティア 3 相当以上のティアレベルに準拠していること。なお、設備に関するその他の要件については「表　データセンターの設備要件」を満たすこと。

要件	詳細
情報セキュリティマネジメントシステム	・JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001 に基づく認証を取得している組織によって運用されていること。
立地	・国内に設置された施設を利用することとし、データ保管場所が特定できる場所であること。 ・データセンターは活断層上に建設・設置されていないこと。
入退室管理	・サーバ室への入退室に、バイオメトリクス認証を利用していること。 ・24 時間 365 日、データセンター事業者の正社員による有人監視を行っていること。
地震対策	・建物は、震度 6 強の地震に対して建物の仕上げ及び設備に損傷を与えない設計の耐震構造の建築物であること。 ・免震構造により震度 7 でも継続使用可能であること。
火災対策	・火災の予兆を検知できるシステムが設置されており、ガス消化設備を有していること。

災害発生時の避難対策	・建物は、非常口、非常照明設備及び避難誘導標識等が設置されており、保守作業員が災害時に円滑な避難ができること。
落雷対策	・建物には、落雷の被害を受けない対策がなされていること。
防水対策	・建物には、水害の被害を受けないような防水対策を施していること。ただし、河川、高潮、津波の氾濫想定水位に対し、データセンタービルの 1 階床標高が上回っている場合はその限りではない。
防犯対策	・建物への入館、機器設置室への入退室、建物からの退館において、入室者を識別及び記録できる複数段階のセキュリティ設備（IC カード等）により許可された者のみ入退室が可能なこと。 ・入退館管理は、24 時間 365 日行っていること。 ・主要な出入口は、監視カメラ等により映像を記録すること。
電源対策	・2 系統以上で、冗長性を確保していること。 ・建物の電源設備の法定点検及び工事の際においても、機器の停電時対策をとる必要のないこと。 ・停電時にシステムを運用するために十分な電源容量を持つ非常用自家発電装置を備えていること。 ・停電時に自家発電装置が安定的に起動するまでの間、瞬断することなくシステムに十分な電力供給が可能な無停電電源装置を設置していること。 ・無停電電源装置は冗長化構成がとられていること。
空調設備	・機器設置室は空調設備からの漏水対策を行っていること。または空冷式の空調機を採用していること。 ・機器設置室の主要な空調設備機器については、予備機が設置されており、主要機器が故障の場合でも必要な冷却能力を確保できること。

表　データセンターの設備要件

上記の要件を満たさないデータセンターであっても、特段の理由がある場合や、代替手段の提供等により、本委託業務への悪影響がないと認められる場合で、かつ、それらの理由について、本県に説明し、承認を得た場合は、データセンターとしての利用を認める。

（４）リモート運用・保守拠点

リモート運用・保守拠点を利用する場合は、拠点とする建物内に運用・保守業務を実施するための作業スペースを確保する必要があるが、当該建物にかかる管理者等との調整等についても、本委託業務の範囲内として準備したうえで利用可能な状態にすること。

リモート運用・保守拠点には、本県職員は常駐せず、受託事業者の職員のみが勤務する形を想定しているため、入退室管理や防犯対策をはじめ、十分なセキュリティ対策が施された施設を利用すること。

【想定】運用・保守業務を実施する際、現行システムでは、常駐 SE によるオンサイト業務を前提としていたが、次期システムにおける運用・保守業務では、リモート運用・保守拠点からのリモートにより運用・保守業務を実施するケースもあると想定している。

【想定】リモート運用・保守拠点として、本委託業務で利用するデータセンター内のオペレータールームや、受託事業者が管理する施設内スペースを利用することを想定している。

リモートによる運用・保守業務を行うためには、リモート運用・保守拠点と次期システムとの接続を行うための通信回線が必要になると想定しているが、通信回線については、通信の盗聴、改ざん、否認、なりすまし等の対策として、専用線、又は、専用線に準じた通信回線（LGWAN 回線、IP-VPN 回線等）を利用すること。（Internet-VPN 回線は認めない。）

次期システムを三重県行政 WAN 上に構築した場合、リモート運用・保守拠点と三重県行政 WAN を接続する必要があるため、本県側のネットワーク機器に対して、機器自体の増設や既存機器にかかる設定変更等を実施する必要があると想定しているが、当該ネットワーク機器についての作業は、本県側で対応する。ただし、通信回線にかかる費用については、リモート運用・保守拠点側だけでなく、本県側のネットワーク機器側分についても、本委託業務の範囲内として、受託事業者が負担すること。

リモート運用・保守拠点と三重県行政 WAN を接続する場合は、三重県行政 WAN の担当所属に対して、接続可否、及び、利用したいプロトコル等の利用可否等について確認を行い、承認を得てから接続する必要があるため注意すること。

【想定】リモート運用・保守拠点から三重県行政 WAN へのネットワーク接続として、リモート運用・保守拠点内のネットワークを三重県行政 WAN の外部ネットワークとしてファイアウォール等を介した接続を行う形を想定している。

次期システムをクラウドサービス上に構築した場合、リモート運用・保守拠点とクラウドサービスを接続する必要があるため、リモート運用・保守拠点側で設定変更費用や通信回線費用などが発生すると想定しているが、全ての費用については、本委託業務の範囲内として、受託事業者が負担すること。また、クラウドサービス側における費用負担等の各種要件については、「７　クラウドサービスにかかる要件」を参照すること。

【想定】リモート運用・保守拠点とクラウドサービスを接続する場合は、クラウドサービス側で用意されているセキュアな専用線サービス等を介して接続を行う形になると想定している。

リモート運用・保守拠点と同一建物内に、次期システムとは別のシステム向けリモート運用・保守業務や、本委託業務で利用していないクラウドサービスの運用・管理業務等を行っている場合は、不正なアクセスや、ショルダーハッキング対策として、それぞれのシステム毎に利用するスペースが確保されており、かつ、通信回線等を独立させた形で運用が可能なこと。ただし、次期システムと同一のシステムを利用している複数団体向けに、共通の担当者が運用・保守業務を実施している場合は、団体単位の施錠可能な独立したスペースや、通信回線を物理的に別回線にすることは必須ではないが、他の方法にて、十分なセキュリティ対策が可能なこと。

リモート運用・保守拠点、及び、リモート運用・保守拠点内の運用・保守業務作業スペースへの土日祝日を含めた 24 時間 365 日の入退館（入退室）、及び、館内作業が可能なこと。

入退館（入退室）における入室者管理として、24 時間 365 日識別及び記録できること。また、主要な出入口は、監視カメラ等により映像を記録していること。

リモート運用・保守拠点の所在地は、日本国内とし、また、その場所を本県に開示できること。

リモート運用・保守拠点から、運用・保守業務の担当者による、運用・保守業務が実施可能なこと。

リモート運用・保守拠点、又は、リモート運用・保守拠点内の運用・保守業務作業スペースについて、入退館（入退室）に多要素認証を利用していること。

通信回線において障害が発生した場合でも、安定的に運用・保守業務が実施できるよう、複数の通信回線を用意できること。

上記の要件を満たさないリモート運用・保守拠点であっても、特段の理由がある場合や、代替手段の提供等により、本委託業務への悪影響がないと認められる場合で、かつ、それらの理由について、本県に説明し、承認を得た場合は、リモート運用・保守拠点としての利用を認める。

６　ハードウェア及びソフトウェアに関する要件

（１）基本的な考え方

本県が別途調達するハードウェア及びソフトウェアを除き、本委託業務で必要となる全てのハードウェア、ソフトウェア等の物品については、本委託業務の範囲内として、受託事業者が調達を行うこと。

本委託業務で必要となる全てのハードウェア、ソフトウェア等の物品の内、本県が別途調達を予定しているハードウェア及びソフトウェアについては、「（２）本県が別途調達を予定しているハードウェア及びソフトウェア」を参照すること。

受託事業者における個々の事情等により、本委託業務の範囲内として調達が難しいハードウェア、ソフトウェア等の物品がある場合は、本県側から発注を行うことが可能なため、必要に応じて、「（３）本県への調達依頼」に従い調達依頼を行うこと。

本委託業務で必要となる全てのハードウェア、ソフトウェア等の物品の内、受託事業者が調達を行う物品、及び、本県へ調達を依頼する物品等については、「（４）納品するハードウェア及びソフトウェアにおける要件」から「（６）ソフトウェアにかかる詳細要件」の要件を満たすこと。

（２）本県が別途調達を予定しているハードウェア及びソフトウェア

次期システムで必要になると想定しているハードウェア、及び、ソフトウェアの内、本県が別途調達を予定しているハードウェア、及び、ソフトウェアは、下表のとおり。

名称	備考
ア　新税務端末	・リモート操作用ライセンス、コミュニケーション用ライセンスを含む、端末初期化ツール（ログインごとにクリーンアップする）
イ　ネットワークスキャナ	・A4、片面/両面、カラー対応
ウ　ネットワーク機器	・L2 スイッチ、スイッチングハブ
エ　バーコードリーダー	・一次元バーコード（軽油引取税免税証回収登録）、二次元バーコード（自動車税納税通知書返戻登録）
オ　OCR	・自動車税申告書 OCR 用
カ　プリンタ	・高速プリンタ、窓口プリンタ、カラープリンタ
キ　ラインプリンタ	・３枚複写紙プレプリント用

表　本県が別途調達を予定しているハードウェア及びソフトウェア

本県が別途調達を予定しているハードウェア及びソフトウェアの詳細仕様については、「共通資料１－１　三重県総合税システムの再構築にかかる税務端末とその他機器賃貸借及び保守業務　仕様書（案）」「共通資料１－２　三重県総合税システムの再構築にかかるプリンタ賃貸借及び保守業務　仕様書（案）」を参照すること。

本県が別途調達を予定しているハードウェア及びソフトウェアの内、新税務端末の詳細については、「（７）新税務端末」を参照すること。

本県が別途調達を予定しているハードウェア及びソフトウェアについて、本県が想定するスペックを大幅に上回るハードウェア及びソフトウェアが必要になる場合で、かつ、応答時間等にかかる要件を大幅に超過することにより税業務を実施するうえで、致命的な影響が出る場合は、本県が調達を予定しているハードウェア及びソフトウェアに代わる機器を調達したうえで、設定、保守等の業務実施についても、本委託業務の範囲内とするため、注意すること。（例えば、本県が別途調達を行ったハードウェア及びソフトウェアにて次期システムを利用した場合、性能要件を満たせず、本県が別途調達を行ったハードウェア及びソフトウェアのスペック以上のものを、別途購入する必要がある場合は、その費用について、受託事業者が負担することになるため注意すること。）

（３）本県への調達依頼

受託事業者における個々の事情等により、本委託業務の範囲内として調達が難しいハードウェア、ソフトウェア等の物品がある場合は、以下の要件を満たしたうえで、本県側から発注を行うことが可能なため、受託事業者から本県に対して調達依頼を行うこと。

本県へ調達を依頼する物品等（以下、「本県への調達依頼物品等」という。）がある場合は、本委託業務にて調達することができない理由を説明し、本県の承認を得る必要があるため、注意すること。また、調達に必要となる調達仕様書、及び、費用積算についても作成し提出する必要があるため、注意すること。

費用積算については、複数者から見積もりを取得のうえ積算する等、可能な限り、市場価格を反映した価格とすること。また、可能な限り、リースによる調達を前提とした費用算出を行うこと。

機器の運搬、設置、設定、保守業務等、物品等の調達と一括して調達を行う必要がある各種業務についても、漏れなく調達仕様書や、費用積算に盛り込むこと。

本県への調達依頼物品等については、原則として、入札による調達を想定しているため、調達仕様書の他、本県の求めに応じて、調達に必要となる関連資料についても用意すること。なお、特別な理由がない限り、メーカー名等の指定はできないので、注意すること。

（4）納品するハードウェア及びソフトウェアにおける要件

落札決定後速やかに業務計画書の一部として、納品するハードウェア及びソフトウェアの一覧を、業務計画書の一部として提出すること。なお、納品時点での製品状況が業務計画書提出時点より変更となった場合は、本県の承認を得たうえで最新の製品状況に従い最適な物品を納品すること。

納品するハードウェア及びソフトウェア等を利用するために必要となるマニュアル、技術資料等については、必要部数を提供すること。

納品するハードウェア及びソフトウェアのすべてを保守対象とし、原則として、一つの窓口で対応すること。

納品するハードウェア及びソフトウェアは、履行期間内において、保守可能であることを前提とする。契約期間中に納品するハードウェア及びソフトウェアのサポートが終了する場合は、受託事業者の責において後継製品や同等の性能を持った代替製品への移行を行い、継続して次期システムにより提供される各種機能やサービス等を提供できるよう対応を行うこと。なお、納品するハードウェア及びソフトウェアにかかるサポート終了についての情報を知りえた段階で、本県に対して報告を行い、サポートが終了するまでに、本県に今後の対応策について説明のうえ、承認を受けること。

納品するハードウェア及びソフトウェアは、原則としてリースにより調達を行うこと。また、買い取りで提供する場合は、中古品であってはならない。

納品に際して、梱包材、本県が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。

一部の期間限定で使用する端末等（例えば、研修環境端末）や、クラウドサービスの利用に伴い本県側に設置が必要になる機器等については、レンタル等による調達も可とするが、導入前や導入後における端末の初期化やデータ消去等、情報漏洩対策等について、十分配慮すること。

（５）ハードウェアにかかる詳細要件

設置場所に関する要件の詳細については、「５　データセンター等にかかる要件」を参照すること。

納品するハードウェアの内、サーバ等の機器について、原則として、１台のサーバで複数のシステムを兼用させないこととする。なお、合理的な理由がある場合は、本県に説明後、承認を得たうえで、受託事業者が提案する構成で構築を行うこと。

納品するハードウェアの内、サーバ等の機器について、次期システム全体として、安定的な運用ができるよう、運用・保守業務が可能なハードウェアを選定すること。また、メンテナンス時や故障時を考慮して、可能な限り、冗長構成とすること。

納品するハードウェアの設置に伴って必然的に必要となる物品（ラック取り付け金具や、ケーブル等の接続部品等）についても提供すること。

バックアップ及びクリーニングに必要な外部媒体等がある場合は、委託期間内において必要な量を見積り、確保するとともに、本県の要請に応じて納品すること。

運用期間終了後、ハードウェアについては、本県が指示するものを除き、受託事業者側で撤去（データの完全な消去を含む）を行うこと。

撤去するハードウェアについては、データの消去とハードウェアの廃棄を証明する書類を提出すること。

ハードウェアの導入にあたり、各ハードウェアの搬入、設置、設定作業は基本的にすべて受託事業者が行うこと。

サーバのディスプレイ、キーボード等に関しては複数サーバ間で共用する等の省スペースに配慮した構成とすること。

ラックに機器をマウントする際には、空調・ファンの稼動等、ラック内の温度に考慮した設置を行うこと。

ラックの設置位置においては、ブランクパネル等を使用し通気通路を考慮すること。

ラックにマウントできない機器に関しては耐震バンド等により耐震・免震措置を施すこと。

機器・ラック・分電盤・電源ケーブル・通信ケーブルにラベル表記すること。

通信ケーブルに負荷の掛からないケーブリングを施すこと。

設置場所への納品および設置作業、電源工事、配線工事ならびにネットワークへの接続作業の実施においては、必要に応じて実施日時を本県と調整すること。また、搬入時は各設置スペース管理者が指示する搬入口やエレベータ等を使用し、設備、器物破損を防止するための措置を講じること。

（６）ソフトウェアにかかる詳細要件

新規に納品するソフトウェアは、契約時における最新バージョンの使用権を確保すること。なお、最新バージョンを使用しない場合は、最新バージョンの使用権を確保したままダウングレードを行うこと。ただし、特段の理由があり、かつ、本県が承認した場合はこの限りではない。

使用するソフトウェアはシステムへの影響がない限り、最新のセキュリティパッチの適用を行ったうえで納品すること。

納品したソフトウェアは、原則として、業務終了後も本県にて利用できるものとすること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りではない。

【想定】ソフトウェアライセンスには、使用期間に定めのある使用期間型と、永続して使用可能な買い切り型があるため、両者について、価格や機能等に大きな差がない場合は、買い切り型のソフトウェアを選定することを想定している。

（７）新税務端末

【想定】新税務端末は、リースによる調達を予定しており、また、次期システムの運用期間が終了するまでの利用を予定しているため、令和 11 年度末頃から調達を開始すると想定している。

新税務端末のスペックについては、令和 10 年 4 月頃に見直しを実施したうえで、最終決定する予定だが、本県が想定しているスペックと、次期システムが新税務端末に求める推奨スペックが本仕様書における想定を大幅に上回っており、かつ、応答時間等にかかる要件を大幅に超過することにより税業務を実施するうえで、致命的な影響がでることが判明した場合は、受託事業者の責により、対応を行うこと。（大規模災害の発生や想定しえない外部環境の変化等により、必要スペック等に大きな変更が発生した場合は、この限りではないが、次期システムにおけるレスポンス遅延等の性能要件に関する原因として、新税務端末のスペック不足を理由にすることは認めない。）

【想定】本委託業務にて、マイナンバー等の特定個人情報等を扱うため、新税務端末上へのデータ保存は極力制限したいと考えている。そのため、新税務端末については、再起動の度にシステム領域やデスクトップ領域の全削除を含むユーザプロファイルの初期化機能等の実装を想定している。

【想定】開発端末、各種テスト用端末、研修環境端末、運用・保守端末等、本委託業務にて新税務端末と同等の端末が必要になる場合は、「（３）本県への調達依頼」にて、依頼があれば、新税務端末と同型の機器を調達し、また、保守窓口の一元化も実現できると想定している。

（８）統合サーバの利用

次期システムを構築するうえで、サーバ等にかかるハードウェアやソフトウェア等を納品し利用するのではなく、本県が別途構築し運用を行っている、情報システム用の統合サーバの利用を行うことも可とする。

統合サーバ機能の詳細については、「１０　本県から提供可能なサービス及びライセンス」を参照すること。

７　クラウドサービスにかかる要件

（１）基本的な考え方

次期システムを構築するうえで、クラウドサービスを利用する必要がある場合は、以下の要件を満たすクラウドサービスを選定したうえで、当該クラウドサービスを利用するために必要となる、全ての作業の他、初期導入費用、サービス利用料、通信費用等、全ての費用負担についても、本委託業務の範囲内として、受託事業者が対応を行うこと。

【想定】調達するクラウドサービスは、次期システムの全体構成や、本委託業務における提案依頼内容に対する実現方法、運用・保守期間における業務内容等の考え方等により、大きく異なると想定している。

本委託業務で利用可能なクラウドサービスとして、LGWAN-ASP 上のクラウドサービスの他、ガバメントクラウド、閉域網にて本県側と接続して利用する IaaS 型サービス（仮想プライベートクラウド　VPC　Virtual Private Cloud）、閉域網にて本県側と接続して利用する SaaS 型サービス等を想定しており、また、これらのクラウドサービスについては、受託事業者が直接調達することを想定しているが、ガバメントクラウドに限り、本県への調達依頼により調達を行う必要があるため、注意すること。なお、調達方法等の詳細については、「業務仕様書　２　設計業務にかかる要件（８）機器等調達設計にかかる要件」を参照すること。

本委託業務では、マイナンバー等の特定個人情報等を扱うことから、外部からのアクセス制限を十分に実施することが出来ないクラウドサービスの利用は許可できないため注意すること。

（２）基本要件

落札決定後速やかに業務計画書の一部として、調達するクラウドサービスの一覧を提出すること。なお、調達時点でのクラウドサービスの提供状況が業務計画書提出時点より変更となった場合は、本県の承認を得たうえで最新のクラウドサービスの提供状況に従い最適なクラウドサービスの調達を行うこと。

次期システムを構築するうえで必要になるクラウドサービスを調達する場合、当該クラウドサービスは、運用期間内において、継続して利用可能なサービスの中から選定すること。

調達したクラウドサービスについて、運用期間中にサービス提供が終了する場合は、受託事業者の責において後継サービス等への移行を行い、同種のサービスを継続して提供できるよう対応を行う必要があるため注意すること。なお、当該クラウドサービスにかかるサービス提供終了の情報を知りえた段階で、本県に対して報告を行い、サービス提供が終了するまでに、本県に今後の対応策について説明のうえ、承認を得る必要があるため注意すること。

LGWAN-ASP 上のクラウドサービスを利用する場合は、本県から LGWAN 向けのアクセス回線として確保している 300Mbps の帯域の内、100Mbps 程度であれば、費用負担なしに利用が可能だが、100Mbps を大きく超え、本県における LGWAN 向け通信に多大な影響が出る場合は、必要となる通信回線の帯域増強についても、本委託業務の範囲内として対応する必要があるため注意すること。

閉域網にて本県側と接続して利用する IaaS 型サービス（仮想プライベートクラウド　VPC　Virtual Private Cloud）を利用する場合や、閉域網にて本県側と接続して利用する SaaS 型サービスを利用する場合の通信回線（閉域網）については、通信の盗聴、改ざん、否認、なりすまし等の対策として、専用線、又は、専用線に準じた通信回線（LGWAN 回線、IP-VPN 回線等）を利用すること。（Internet-VPN 回線は認めない。）

クラウドサービスを利用するための通信回線を新たに敷設し、本県側のネットワーク機器を接続する場合、機器自体の増設や既存機器にかかる設定変更等を実施する必要があると想定しているが、既存ネットワーク機器についての設定変更作業等は、本県側で対応する。ただし、通信回線にかかる費用のうち、クラウドサービス側だけでなく、本県側のネットワーク機器側分についても、本委託業務の範囲内として、受託事業者の負担となるため注意すること。

クラウドサービスのセキュリティ対策として、閉域網にて本県側と接続して利用する IaaS 型サービス（仮想プライベートクラウド　VPC　Virtual Private Cloud）を利用する場合や、閉域網にて本県側と接続して利用する SaaS 型サービスを利用する場合は、本県とリモート運用・保守拠点以外からのアクセス制限を実施できること。（「リモート運用・保守拠点」については、「５　データセンター等にかかる要件（４）リモート運用・保守拠点」を参照すること。）

クラウドサービスに対するアクセス制限として、インターネット側からのアクセス経路を遮断するとともに、本県とリモート運用・保守拠点からの専用線等によるアクセス等、許可された通信のみ許可する形の制限を実施できること。

リモート運用・保守拠点とクラウドサービスを接続する場合は、クラウドサービス側で用意されているセキュアな専用線サービス等を介して接続を行う形になると想定しているため、必要となる専用線サービスの利用ができること。

クラウドサービスに対するアクセス制限を実施するためには、クラウドサービス提供事業者から提供される各種管理機能等を利用する必要があると想定しているが、当該管理機能自体へのアクセス制限については、サイバー攻撃への対応の他、運用担当者の誤操作への対応として、通信元の IP アドレスやクラウドサービス上の権限管理機能による制限だけではなく、多要素認証による厳密な制限を実施できること。

LGWAN-ASP 上で提供されるクラウドサービスのセキュリティ対策として、LGWAN-ASP を提供するために必要となるセキュリティ対策を漏れなく実施していること。

（３）クラウドサービスにかかる詳細要件

本委託業務で利用するクラウドサービスについて、以下の「ア　クラウドサービスの選定にかかる要件」「イ　クラウドサービスの機能に関する詳細要件」を満たすこと。なお、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に登録されたクラウドサービスを利用する場合は、これら詳細要件は満たされているものとする。また、確認する必要が無い項目がある場合はその理由についても整理を行ったうえで本県に対して説明を行い、承認を得ること。

ア　クラウドサービスの選定にかかる要件

- クラウドサービスにかかるサービス提供事業者が情報セキュリティポリシーを利用者に明示していること。
- 明示しているポリシーの内容が県の情報セキュリティポリシーの規程に反した内容になっていないこと。
- サービス提供事業者の情報セキュリティ管理状況に関する第三者による評価（ISMS 認証取得証明書、外部監査報告書等）が行われていること。

イ　クラウドサービスの機能に関する詳細要件

- クラウドサービスで取り扱う情報資産がサービス提供事業者により、目的外利用されないこと。
- クラウドサービスの提供に用いるサーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物（以下、「クラウドサービスが利用するデータセンター」という。）は、地震・水害・火災への対策が行われていること。
- クラウドサービスが利用するデータセンターは、日本の法令が適応されること。また、管轄裁判所に関しては、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とできること。
- サービス提供事業者若しくはサービスは、情報セキュリティや個人情報保護に係る第三者認証等のレポートにより、その管理水準が適正と認められていること。
- クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器の死活監視・障害監視について監視を行っていること。
- クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器についての技術的脆弱性に関する情報を収集し、適宜対策を行っていること。
- 情報の盗聴・改ざん等から保護するため暗号化を行っていること。
- 不要なサービスを停止していること。また、利用する通信プロトコル、ポートは必要最小限とし、利用していない通信プロトコル、ポートはファイアウォール等にて遮断していること。
- アクセス記録が保存されていること。なお、アクセス記録にはログイン成功だけでなくログイン失敗の記録も行われていること。
- クラウドサービス上に保存されるデータは暗号化されていること。
- データの消失対策として、定期的にバックアップがとられていること。
- クラウドサービス上に保存されるデータについてサービス利用終了時に適切に消去されること。なお、暗号化したデータの暗号鍵を無効化することでもデータ消去措置とみなせることとする。
- 利用しているクラウドサービスにおいて、サービス仕様の変更やサービス終了等が発表された場合、その対応策等を検討する期間を確保するため、サービス提供事業者から事前に通知がされること。
- サービスの稼働率や、サポート・問い合わせ窓口等に関する事項が示されていること。
- 利用者へ公開された情報セキュリティに関する統一的な窓口が設置されており、情報セキュリティインシデントが発生した際、利用者への報告、収束に向けた対応等にかかる実施体制が確立されていること。
- クラウドサービス提供事業者の免責事項に関する記載があり、その記載内容は利用上問題ないこと。

- 情報セキュリティインシデントが発生した場合は、情報セキュリティ管理者、及び、情報システム管理者等、並びに CSIRT（デジタル戦略企画課戦略企画班）への報告が可能なこと。
- クラウドサービスの適切な利用のための規定、マニュアル等が整備されていること。
- クラウドサービスで利用するアカウントや各アカウントの権限を整理するとともに、認証情報の漏えいやライセンス違反が発生しないよう適切なユーザ管理が実施できること。
- クラウドサービス選定時に確認したセキュリティ対策が正しく設定されているかの確認が実施できること。
- クラウドサービス上で利用する IT 資産（端末やサーバの OS・ソフトウェア）について、セキュリティパッチの適応等、適切に脆弱性対応が行われていること。

８　ドキュメント

受託事業者は以下のドキュメントを指定された期日までに、本県に納品すること。

（１）業務計画書

業務計画書の内容は以下のとおりとする。

- 業務スケジュール
- 業務遂行体制、業務従事者名簿
- 納入物品（ハードウェア及びソフトウェア、クラウドサービス等）一覧
- 進捗管理基準
- 品質管理方針、品質管理基準
- 変更管理基準
- 工程完了判定基準
- コミュニケーション計画

業務計画書の内、設計・構築・導入等に関するものは契約締結後 10 開庁日以内、運用・保守等に関するものは令和 12 年 3 月末までに提出すること。

（２）各種設計書、完成図書及び報告書

受託事業者は各工程の計画、成果を示すドキュメントとして、以下の設計書や完成図書、報告書等を作成し、納品すること。ただし、各工程に着手する前に、当該工程において作成、納品するドキュメントに関し、本県と協議を行い、承認を得ること。

下表以外のドキュメント（例えば、システム開発（プログラミング等）用の詳細設計やテスト設計の他、受託事業者側の作業手順、本県が指定したものドキュメント等）については、納品を求めないが、本委託業務を実施するうえで、必要となる設計書等については、受託事業者の責任において作成、更新を行ったうえで、本県からの求めに応じて報告できるようにしておくこと。

納品するドキュメントの内容に関しては、レビュー会を設けて本県に対し十分な説明を行い、内容の承認を得てから納品すること。特に、設計・構築・導入等の重要工程完了時の納品物については、余裕をもって本県に説明を行うこと。

種別/提出時期	詳細
サービス定義書（業務編）（令和9年12月末）	・本委託業務にて実施する各種業務やサービスの詳細について定義したもの。 ・データ移行・導入業務の他、職員研修、運用・保守業務等の詳細についても、記載すること。
サービス定義書（機能編）（令和9年12月末）	・次期システムにて提供される各機能の詳細について定義したもの。 ・各機能の性能要件（〇〇秒以内に処理可能、等）についても、漏れなく記載すること。
構築（開発）設計書（令和12年3月末）	・本委託業務で構築する次期システムについて、サービス定義書で定義した各機能を提供するために必要となる各種設計について記載したもの。 ・次期システムの構築において、大規模なプログラム開発を実施する場合は、プログラム開発に伴い必要となる各種設計（要件定義書、外部設計、内部設計等）についても構築（開発）設計書に含めること。
各種設定一覧（令和12年3月末）	・次期システムの構築に必要となる納入物品（ハードウェア、及び、ソフトウェア、クラウドサービス等）にかかる各種設定を記載したもの。 ・ハードウェアを納品している場合は、ラック構成図の他、構築を行ううえで、必要となる内容等についても記載すること。
テスト設計書・テスト手順書（令和12年3月末）	・次期システムの構築後、意図した機能が提供できることを確認するための各種テストについて、その考え方や実施方法等について記載したもの。 ・テスト設計書の内容に従い、実施するテストの詳細やテスト手順についても記載すること。
データ移行・導入設計書、切り替え設計・手順書（令和12年3月末）	・現行システムから次期システムへのデータ移行業務に加え、現行システムから次期システムでの運用をスムーズに実施するために必要となるデータ移行・導入設計及び切り替え設計・手順等について記載したもの。 ・現行システムからのデータ抽出と、データの受入テスト、テスト結果に伴って実施するデータの修正方法等についても、記載すること。
研修設計書（令和12年3月末）	・次期システムをスムーズに利用できるようにするため、全ての利用者に対して実施する研修の内容について記載したもの。

	・研修の内容だけでなく、研修受講者にかかる理解度把握（習熟度管理方法）の方法についても記載すること。 ・利用者の理解度に合わせて段階的に実施する研修（初任者研修、中級者研修等）についても記載すること。
利用者向けマニュアル（令和 12 年 3 月末）	・次期システムにおける各種利用者を対象としたマニュアルのこと。 ・次期システムの各種機能における機能概要や業務フロー、操作方法等を記載すること。 ・本資料については、必要に応じ、更新を行うこと。
運用・保守設計書（令和 12 年 3 月末）	・運用期間における運用・保守業務にかかる業務内容について記載したもの。 ・本県と受託事業者との間で締結する SLA（Service Level Agreement）、又は、SLO（Service Level Objective）についても記載すること。 ・利用者からの問い合わせ対応、作業依頼、障害発生時への対応方法等についても記載すること。
運用・保守体制表（令和 12 年 3 月末）	・次期システムの運用・保守を行うために必要となる運用・保守体制について記載したもの。 ・通常時の体制の他、緊急時体制についても記載すること。 ・本資料については、必要に応じ、更新を行うこと。
各種報告資料（報告会ごと）	・次期システムの運用に伴い作成する、各種報告、作業依頼、問い合わせ対応等、定期的に作成する資料のこと。 ・議事録についても、適宜、作成すること。

表　ドキュメントの詳細

９　データ移行にかかる要件

次期システムを構築するためには、現行システムからのデータ抽出業務を実施したうえで、抽出したデータにかかる確認、変換、修正等を経て、次期システムへの受け入れを行う必要があると想定しているが、この内、現行システムからのデータ抽出業務については、現行システムにかかる受託事業者しか実施できないと想定しているため、本委託業務とは別契約にて、本県から現行システムの受託事業者向けに「三重県総合税システムにかかるデータ抽出ツール作成業務委託契約」を締結したうえで、現行システムにおける運用業務の一環として、実施する予定としているため、本委託業務におけるデータ移行・導入業務を行う際の前提条件とすること。

「三重県総合税システムにかかるデータ抽出ツール作成業務委託契約」にかかる調達仕様書（以下、「データ抽出業務にかかる仕様書」という。）については、「共通資料２　三重県総合税システムにかかるデータ抽出ツール作成業務委託 仕様書（案）」を参照すること。

データ抽出業務にかかる仕様書において、本委託業務の受託事業者が実施する作業は、「表　データ抽出業務にかかる役割分担」を参照すること。また、その他に必要な業務がある場合は、適宜実施すること。（原則として現行システムの受託事業者にかかる役割分担の変更はできないため、注意すること。）

項目名	現シ	受事	本県
（1）現行システムにかかるデータ一覧の作成	○	－	－
（2）次期受託事業者との協議	○	○	△
（3）対象データのテスト抽出（ツールを使わない抽出）	○	△	○
（4）修正対象データの抽出	○	△	△
（5）修正対象データの修正作業	△	○	○
（6）データ抽出ツールの設計	○	○	△
（7）データ抽出ツールの作成	○	－	－
（8）各種テストの実施	○	△	－
（9）データ抽出ツールにかかる業務引継ぎ	○	－	－

表　データ抽出業務にかかる役割分担

※　現シ：現行システムの受託事業者、受事：本委託業務の受託事業者、本県：本県

※　○：主担当、△：支援、－：対応しない

【想定】本委託業務にかかる調達に先駆けて、データ抽出業務にかかる仕様書を公開することで、現行システムからのデータ抽出業務にかかる不確定要素を少しでも少なくできると想定している。

発注時期は、令和9年度を予定している。

データ抽出回数は、10回程度と想定しているため、この回数を超えたデータ抽出を行う場合は、本県に対して依頼を行うこと。なお、大幅に抽出回数を増やすためには、別途費用が発生する場合があるため、注意すること。

なお、別途費用が発生する場合は、「4　他の受託事業者との調整（2）設定変更等の依頼」により対応を行う形となるため、注意すること。

１０　本県から提供可能なサービス及びライセンス

受託事業者は、本県から提供可能なサービス及びライセンスとして、以下の共通機能基盤（統合サーバ、リモート保守環境、物理サーバ設置スペース）の他、共通ソフトウェア、外部媒体保管サービスについて、以下の範囲で利用可能なため、必要に応じて、利用すること。

（1）統合サーバ

本県では、複数のサーバを1台の物理サーバ上で動作させる「仮想化技術」を利用した、情報システム用の統合サーバ（以下、「統合サーバ」という。）を構築しているため、必要な台数分の仮想サーバ（仮想マシン）や統合サーバ用のソフトウェア（OS等）を利用可能である。

統合サーバ上に構築した仮想サーバに対して、バックアップ・リストア機能や障害時の一時切り分け等、統合サーバにかかる運用・保守サービスについても、利用可能である。

統合サーバは本県が別途調達しているデータセンターに設置されており、また、統合サーバを構成する物理サーバへのアクセスは禁止されているため、注意すること。なお、利用可能なネットワークは、主に個人番号利用事務系ネットワーク、または、LGWAN 系接続ネットワークを想定しているが、必要に応じて、別のネットワークへ接続しての利用も可とする。

【想定】統合サーバは、次期システムから外部連携を行うための連携サーバ等で利用する形を想定している。

統合サーバ上で利用可能なリソースは以下のとおり。統合サーバの詳細については、「共通資料３　統合サーバの利用について」を参照すること。

種別	利用可能リソース
CPU	令和 9 年度の次期システム発注時点では、利用可能なリソースの詳細が判明している予定。 「共通資料３　統合サーバの利用について」も、統合サーバを利用する際の一般的なルールを記載しているため、令和 9 年度の次期システム発注時には、次期システムの利用を前提とした記載へと変更する予定。
メモリ	
ストレージ	
ソフトウェア	

表　統合サーバの利用可能リソース

（２）リモート保守環境

遠隔地からインターネット経由で情報システムの運用保守ができるリモート保守環境を利用可能である。

リモート保守環境以外の方法での、インターネット接続による三重県行政 WAN に対するリモートアクセスは、原則として認めていないため、注意すること。

リモート保守環境の利用には、技術的、セキュリティ的な制限事項等があるため、利用可否の判断を行ったうえで、必要に応じて利用すること。

リモート保守環境の利用に伴い必要となる、受託事業者側の回線費用等については、受託事業者が負担すること。

詳細は、「共通資料４　リモート保守環境の利用について」を参照すること。

（３）物理サーバ設置スペース（吉田山会館、本庁 7 階）

物理サーバを設置するスペースとして、吉田山会館内における 19 インチラック設置スペースを利用可能である。吉田山会館、又は、本庁 7 階内のラック設置スペースを利用する場合は、本委託業務の範囲内として、受託事業者が 19 インチラックの調達、設置等の他、通信回線や電源設備の敷設等、必要な作業を行うこと。

吉田山会館、又は、本庁 7 階内のラック設置スペースは、既存の建物内に、入退室管理、空調設備、消火設備、非常用電源設備等を整備することで、サーバルームとして利用できるものとしたものであるが、データセンターとしては機能が不十分であり、大規模災害発生時には、水没（吉田山会館のみ）、電源断、セキュリティの低下等を招く恐れがあることから、災害時等におけるデータ保護等について、十分な対応が可能な場合に限り、次期システムにおけるハードウェア設置場所として利用可能とするため、注意すること。

【想定】現行システムにおいては、安価で安定的な運用を実現するため、当該設置スペースを利用しているが、現状の設備や運用方法のまま、次期システムにおいても継続して利用することは、認められないと想定している。

吉田山会館、又は、本庁 7 階内のラック設置スペースにラックを設置し、ハードウェアを設置する場合は、ラック単位に無停電電源装置を設置し、同一ラック内のサーバ等の機器へ電源供給を行うこと。また、本県が準備するスイッチのポートからの UTP ケーブル敷設作業および接続作業を行うこと。

導入する物理サーバの台数が多くなると必要な電源容量が不足するため、電源工事を実施する必要があるが、本委託業務の範囲内として、受託事業者にて対応を行うこと。

（４）共通ソフトウェア

ア　Windows Server CAL

- Microsoft 社の Windows Server CAL の最新版について、本県にて別途購入しているため、受託事業者の負担なしに利用が可能である。

イ　マルウェア対策/EDR

- 本県にて、マルウェア対策/EDR にかかる必要ライセンスを調達するため、受託事業者の負担なく、利用が可能である。
- ただし、さらなるセキュリティ対策が必要になる場合や、製品の相性等により導入できない場合等は、本委託業務の範囲内で対応を行う必要があるため注意すること。

ウ　統合サーバで利用可能なソフトウェアライセンス

- 統合サーバ環境で利用する Microsoft 社製 Windows のサーバ OS（Windows Server 2012 以降、Windows Server 20●●まで）については、本県があらかじめソフトウェアライセンスを用意するため、受託事業者の負担なしに利用が可能である。
- 統合サーバ環境において「Oracle Database Standard Edition 2」はソフトウェアにかかるライセンス規約により、利用できないため、注意すること。

（５）外部媒体保管サービス

本県では、本委託業務とは別に、以下の外部媒体保管サービスを締結しているため、本県の承認を得たうえで、当該サービスの利用が可能である。

ただし、外部媒体の受け渡しは、原則として、吉田山会館となるため、注意すること。

項目	詳細
保管場所	・詳細な所在地は非公表（本県とは異なる都道府県であり、かつ、本県と同時被災の可能性が低い地域に建設された保管場所）
保管形態	・LTO テープ用の保管ケースに LTO テープを保管する ・日次用７箱、週次・月次用２箱（月次の媒体は毎月第一週の週次媒体と一緒に保管・配送を行っている）
配送頻度	・日次用は毎営業日、週次・月次用は毎週、１箱ずつ本県から回収され、保管場所にて保管される ・毎週始めに保管場所から日次用は 5 箱、週次・月次用は 1 箱が本県に配送される

表　外部媒体保管サービスの詳細

（６）研修環境

本委託業務における研修業務の実施時に研修環境として利用可能な環境は以下のとおりのため、必要に応じて、本県の承認を得たうえで、利用すること。

ア　集合研修

- 吉田山会館 3 階の研修会用会議室を集合研修の会場として利用可能である。
- 当該会議室には、三重県行政 WAN のインターネット接続系ネットワークに接続された講師用パソコン 2 台と受講生用パソコン 30 台が設置されており、インターネットの閲覧の他、当該パソコン内にインストール済みの LGWAN 接続環境（株式会社ソリトンシステムズ製 Soliton SecureWorkspace）により、LGWAN-ASP サービス等にもアクセスが可能である。
- 講師用パソコン、受講生用パソコン、ともに、本県の許可を得たうえで、ソフトウェアインストールは可能だが、他の情報システムの研修用としても利用しているため、設定等が競合する場合は、研修利用後に設定を元に戻す等の対応が必要になるので注意すること。
- 当該会議室は予約制となっており、例年 4 月から 6 月程度までは、他の研修にて利用される予定があるため、7 月頃からであれば、予約が可能である。
- 集合研修は、一度に多数の利用者が研修を受講でき、また、研修受講時は、オフラインでの質問等が可能であり受講生の理解を深めやすいというメリットがあるが、受講者が吉田山会館まで移動する必要があること、同一時間帯に多数の職員を集めることが難しいこと（例えば、納税課、課税課とも、窓口対応を行う必要がある、2 か月先のスケジュールを元に休暇日が重ならないよう調整している、等のため）等のデメリットがある。

イ e-ラーニングによる自己学習

- 利用者毎に三重県行政 WAN のインターネット接続系ネットワークに接続された一人一台パソコンが割り当てられているため、当該パソコンから、インターネット上の動画コンテンツ閲覧や、同パソコン内の LGWAN 接続環境（株式会社ソリトンシステムズ製 Soliton SecureWorkspace）から LGWAN-ASP 上の動画コンテンツを閲覧することが可能。
- e-ラーニングによる自己学習は、利用者側の自由な時間で、かつ、自席から閲覧できるため、利用者毎に柔軟な研修受講が可能になるというメリットがあるが、受講についての強制力が乏しく、また、受講にかかる進捗状況の確認や受講を促す声がけ等を行うのが難しいというデメリットがある。
- e-ラーニングによる自己学習の環境を利用して、オンライン研修を行うことも可能。ただし、集合研修と同様のメリットやデメリットがあるため、注意すること。
- 現行システムにおける税務端末についても、三重県行政 WAN の LGWAN 接続系ネットワークに接続されているため、LGWAN-ASP 上の動画コンテンツ閲覧が可能である。
- 新税務端末についても利用者毎に割り当てを行う予定であるため、新税務端末から三重県行政 WAN の個人番号利用事務系ネットワークに接続された次期システム内の動画コンテンツを閲覧することが可能である。

【想定】新税務端末の調達は、令和 11 年度末頃を想定しているため、新税務端末の利用開始は早くとも令和 12 年度当初になると想定している。

ウ 研修用パソコンの設置

- 各県税事務所の他、吉田山会館、自動車税事務所において、複数台の研修用パソコンにかかる設置スペース（電源、ネットワーク環境を含む）を確保可能。このスペースに研修用パソコンを設置することで、利用者が自由な時間で実機に触れられる研修環境を用意することが可能である。
- 研修用パソコンの設置場所の準備や設置した研修用パソコンの管理については、本県が実施するが、研修用パソコンの調達については、受託事業者が実施する必要があるため、注意すること。
- 次期システムにおける利用環境に準じた構成で用意された研修用パソコンにて、次期システムの実環境に触れ、操作等が出来るようになるため、次期システムにかかる理解を深めることができるというメリットはあるが、研修用パソコンの設置や、複数の事務所への展開、使用前の事前研修の実施等の作業負荷が大きい等のデメリットがある。

（7）自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム

三重県行政 WAN における LGWAN 接続系ネットワーク、及び、個人番号利用事務系ネットワークは、インターネットへの直接通信が制限されているため、OS や各種ソフトウェアにかかるセキュリティパッチ等のダウンロードの他、ライセンス認証等についても実施不可となっているが、LGWAN、及び、個人番号利用事務系にて運用されている「自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム」を経由することで、一部のソフトウェアについてのみ、セキュリティパッチのダウンロードやライセンス認証当の利用が可能となっているため、必要に応じて利用すること。

自治体情報セキュリティ向上プラットフォームの詳細につては、「２　次期システムの基本要件（１）根拠法令等」を参照すること。

１１　利用可能スペースと本県からの支給・貸与品

本委託業務を実施するうえで必要となる、必要資材の一時保管や作業スペース、さらには、本県との協議を行う場所として、利用可能なスペースとして、以下のスペースが利用可能なため、必要に応じて利用すること。

項目	内容
場所	吉田山会館２階、３階
収容可能人数	４人程度
執務机等	４台程度、協議机
利用可能設備	コンセント、照明、コピー機（印刷可）
制限事項	電話回線として、内線（1 回線）が利用可能 協議机は予約制で利用可能 大人数用の会議室も利用可能（60 日前から要予約）

詳細は公告時に公開予定

表　利用可能スペースの詳細

本委託業務を実施するうえで必要となる、消耗品・事務用備品・情報機器等の内、以下のものについては、本県が受託事業者に支給・貸与することとする。ただし、本県より支給・貸与した備品等の物品を過失等により損壊または紛失した場合は、受託事業者の負担により原状回復すること。

また、支給・貸与品を利用することなく、受託事業者が準備することも可とするが、設置場所や保管場所等については、本県と協議のうえ、決定すること。

詳細
・各種帳票類（用紙類） ・机、椅子、ロッカー ・プリンタ、コピー機 ・新税務端末（必要最小限の台数に限る） ・本県内の事務所所在地内に設置するネットワーク機器

詳細は公告時に公開予定

表　本県からの支給・貸与品